

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第9回津市子ども・子育て会議
2 開催日時	平成26年10月20日(月) 午後6時から午後9時5分まで
3 開催場所	津市役所4階庁議室
4 出席した者の氏名	<p>(津市子ども・子育て会議委員)</p> <p>市川律子、大山 航、川崎まり子、駒田聡子、瀬戸美奈子、田口鉄久、田中嘉久、田部眞樹子、内藤直樹、堀内友裕、堀本浩史、森 崇、柳瀬幸子、山川三重子、山中 理、脇ゆうりか</p> <p>(事務局)</p> <p>健康福祉部長 田村 学 健康福祉部次長 後藤忠久 子育て・こども支援担当参事(兼)子育て推進課長 谷口ひろみ 子育て推進課保育所担当副参事 平田恵美子 子育て推進課調整・子育て推進担当主幹 鎌田光昭 子育て推進課保育担当主幹 丹羽敬二 子育て推進課子育て推進担当副主幹 田口芳裕 子育て推進課主査子育て推進担当 米本孝子 こども支援課長 戸上喜之 こども支援課主査こども支援担当 大野維佐子 健康づくり課保健指導担当副参事 藤井久美子 津市教育委員会事務局教育次長 川合陽一郎 津市教育委員会事務局学校教育課長 森 昌彦 津市教育委員会事務局学校教育課学校教育担当主幹 松谷富美子 津市教育委員会事務局生涯学習課青少年担当副参事 中谷初男 津市教育委員会事務局生涯学習課青少年担当副主幹 鈴木宏明</p>
5 内容	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 津市子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>3 その他</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	<p>健康福祉部 子育て推進課 子育て推進担当</p> <p>電話番号 (059) 229-3390</p> <p>E-mail 229-3167@city.tsu.lg.jp</p>

第9回津市子ども・子育て会議 議事概要

1 開会

- ◆事務局(鎌田)が開会宣言
- ◆事務局(鎌田)が会議の成立を報告
 - ・出席者16名(延着1名)、欠席者2名、津市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により成立

2 議事

- ◆田口会長が会議の公開を報告
 - ・津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき、公開審議とする
- ◆田口会長が資料の確認
- ◆田口会長が本日の会議の進め方を説明

(1) 津市子ども・子育て支援事業計画の策定について

- ◆事務局(谷口)が資料説明 【資料1、参考資料】

<第3章 計画の基本理念、計画策定の姿勢(基本的な視点)について>

(田部委員)

津市次世代育成支援行動計画後期計画に、子どもの権利条例の制定とそのための市民委員会の設置が明記されていたが、未だ条例は制定されていない。今回の素案では、第3章の「子どもへの視点」において子どもの権利の問題が謳われているが、そのバックボーンになる条例の制定については、津市としてどのように考えているのか。

(事務局 谷口)

社会的養護や子どもの貧困の問題をはじめ、全般的に施策を充実することで問題に対処していこうという大きな流れがある中で、現在は、条例制定の方向には向いていないように思う。

(田部委員)

県には子ども条例があり、少子化の問題など、すべてが同条例に基づき取り組まれている。施策は状況によって変わる可能性があるが、条例は取り組みの基になるものである。将来的な可能性も含め、次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援事業計画へと、どのように引き継がれているのかを伺いたい。

(事務局 田村)

今回の素案については、この会議で掲げていただいた基本理念と各視点に対応した4つの基本目標に対して、これを実現していくためにどのような施策を引っ付けていくかという観点でまとめており、条例の制定にまで考えが及んでいなかったというのが正直なところである。

(田部委員)

了解した。

<第3章 基本目標1、基本目標2について>

(田中委員)

44ページの「(2) 生きる力と自己肯定感を育む教育の推進」という一文を読んだときに、少し理解しにくいという感覚があった。自己肯定感というのは、それぞれの人が元々持っているものである。自己肯定感を高めるなどの表現は、そもそも虐待やアタッチメントが少なかったなどで、自己肯定感が低くなった子どもに対して、自己肯定感を高めてあげるといふようなときに使うものであったが、今はどちらかというと、一般的な中でこの言葉が多用されており、少し言葉の使い方が乱暴になっているように感じる。「育む」という言葉は、大切に守り発展させる、高めていくという意味がきちんと理解されていればよいと思うのだが。それに伴って、49ページの「体験の場の充実」のところに、「自己肯定感を得る」という表現がある。この使い方も違和感がある。44ページの「現状と課題」の中にある「自分を受け入れ、自分を大切に思う気持ち（自己肯定感）」という表現はよいと思う。

(田部委員)

確かに虐待を受けた子どもは自己肯定感が低くなりやすいが、普通の子どもでも、達成感などいろいろなものを積み上げていかないと自己肯定感を持ってない。特別な子どもだけでなく、すべての子どもが自己肯定感を持てるようにすることが大切である。

(田中委員)

「生きる力」という言葉と同列にするのはどうかと思う。もう少し良い表現はないだろうか。「自己肯定感」という言葉が一般的にどこまで浸透しているかという問題もある。

(田部委員)

子どもたちの遊びが失われ、体験の機会が少なくなったことで達成感を持つことが希薄になり、自己肯定感を持ちにくくなっている。自己肯定感を持つことが結果的に生きる力につながり、自分自身が主体的になっていくという権利保障にもなっていく。

(田口会長)

例えば「自己肯定感を育み、生きる力を培う教育の推進」としてはどうか。

(田中委員)

そうですね。

(田部委員)

私もそのほうがよいと思う。

(田口会長)

それでは、「自己肯定感を育み、生きる力を培う教育の推進」という表現に改めることとする。

(駒田副会長)

基本目標1の「子どもの願いを聴き」という部分に対応するのが、44ページの「この目標のもとで推進する施策」の上の2行だと思うが、それが具体的に施策のどこに反映されているかが見えてこない。

(田口会長)

それについては、49ページを論議する際に再度ご指摘いただきたい。

(駒田副会長)

「一人一人」の表現が「ひとりひとり」であったり、「一人ひとり」であったりと統一されていないので、調整をお願いしたい。文部科学省では「一人一人」にしているが、保育の現場や一般的な書き物では「一人ひとり」を使うことが多い。

(事務局 谷口)

事務局としては、「一人一人」で統一したいと思っている。

(田口会長)

それでは、「一人一人」で統一することとする。

<第3章 基本目標3、基本目標4について>

(田口会長)

基本目標4については、前回会議で「『企業』という言葉には事業所なども含まれるのか」という指摘があった。それに対する事務局の回答をお願いする。

(事務局 森)

一般的な私企業と行政的な公企業を含めた「企業」という捉え方でいかせていただきたい。

(田口会長)

子育てに不安を持っている保護者に対する相談支援は、46ページの基本目標3の「(1) 妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援」の中に含まれていると捉えてよいのか。

(事務局 谷口)

はい、その中に含めて考えている。

(田部委員)

「(1) 妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援」と言うと、どうしても「妊娠・出産」という言葉から乳児対象という印象を受ける。子育ては乳児期だけでなく、そのあともずっと不安が続くものである。子育て広場やまん中こども館などに来る母親たちもかなり不安を持っている。子どもがもう少し大きくなってからの相談支援についても、言葉として入れておいたほうがよい。

(事務局 谷口)

相談支援については、基本目標4の「(5) 子ども・子育てに対する相談支援の体制の充実」の中で、一括して挙げさせていただいている。

(大山委員)

46ページの「現状と課題」にある「負担感」という言葉が少し引っかかる。先ほどから話が出ている「不安」などの用語に置き換えたほうがよいと思う。

(事務局 谷口)

そのように修正する。

(田口会長)

子育て相談については、「社会・地域への視点」のところで「子ども・子育てに対する相談支援の体制の充実」として一括して挙げているということであるが、保護者の立場としてどうか。

(協委員)

「社会・地域への視点」だけでなく、「保護者への視点」の中にも一つ項目を入れていただいてもよいと思う。

(田口会長)

市外からの転入者がすぐ相談できるシステムや、大変なときに相談できるシステムなどが見えてくるとよいと思う。

(協委員)

何か大きなものを作り上げるのではなく、気軽に相談できる開かれた窓口サービスのよなものがあればよい。

(駒田副会長)

本当に子育てで困っている人にとっては、体制も大事だけれど、どのような支援があって、どうすれば利用できるかが見えることが大事である。

(田部委員)

適切な子育てがない限り、子育てはあり得ない。「保護者への視点」は、どのようにすれば、母親が安心して子育てできるかという項目である。「社会・地域への視点」に書いてあったとしても、やはり「保護者への視点」に謳われることが大事である。

(田口会長)

項目を増やすと、ほかに影響が出るということはないのか。

(事務局 谷口)

ここで項目が増えると、第4章でも関連する項目を起こさなくてはいけない。

(田口会長)

この問題については、ひとまずこのまま置いておいて、良いアイデアがあれば再度検討するというので、先に進めさせていただく。

(山中委員)

先ほど、「企業」という定義には私企業と公企業を含むという説明をいただいたが、「事業所」という言葉のほうが広義になるので、「事業所」が適切だと思う。

(田口会長)

企業が率先して子ども・子育て支援に力を注いでほしいという思いから、あえて「企業」という言葉を使うべきだとする意見もある。

(田部委員)

「事業所」という言葉は、一般的になじみが薄いように思う。

(山中委員)

子ども・子育て支援は行政の取り組みの部分が多いと思うので、その意味においても、市役所という事業所が率先して取り組んでほしいという思いがある。

(事務局 田村)

「企業」という単語には、一般的に営利を追求する組織というイメージが付いてくる。その反対側にあるのが、行政をはじめとする公的な法人である。基本目標4は、市民や地域にプラスして、本来営利を追求するために組織されている企業も一緒になって子ども・子育て支援に取り組むという考え方であり、そもそも公益のために動いている行政等は、言うまでもなく当然その中に含まれているという考えである。

(事務局 藤井)

参考までに、健康づくりの分野では、企業や行政、警察、学校など働いている人たちを皆含めて、「職域」という言葉を使っている。

(内藤委員)

実際には「事業所」という言い方が適切なのだろうが、一般的には「企業」という表現のほうがわかりやすい。目標は、市民が理解できるような、わかりやすい表現にすべきである。

(協委員)

基本目標の表現は「企業」にしておいて、「現状と課題」のところで、「企業や事業所が」というようにフォローしたらどうか。

(田口会長)

そのように修正をお願いします。

<第4章 基本目標1について>

(田部委員)

基本目標1の「子どもの願い」という部分は、「子どもの声」のほうがよい。子どもは、自分勝手な願いをするかもしれない。「子どもの声」には、子どもの意思や意見という意味が含まれるので、「願い」よりは「声」のほうが適切である。

(田中委員)

これは、前回、私が提案したところである。まだ言葉を持っていない乳児も含め、子どもの願いや思いを大人が読み取るという意味で、「子どもの願いを聴く」という表現を提案させていただいた。

(田口会長)

これについては、ひととおり協議をしたという理解である。

(田部委員)

了解である。

(大山委員)

48ページの「病児・病後児保育事業」の中の「病気やその回復期にあり幼稚園や保育所に登園」のあとに、「できない」という言葉が抜けている。

(田口会長)

ご指摘のとおりである。修正をお願いします。

(田部委員)

48ページの「質の高い教育・保育の提供」は、この計画の中で私が最も不安を感じているところである。学校教育における詰め込み教育が就学前教育に下りてくるのではないかという懸念である。人格形成の土台を作らなければいけない一番大事な時期に詰め込み教育をしてしまうと、できる、できないという比較や競争の中で、自己愛性人格の人が増えてしまう。「質の高い」が「すべての子どもに人間形成の基盤となる」というところにかかっているのならよいが、そうでないとしたら、どのような教育を目指しているのか。この書き方では、津市における就学前教育のあり方が見えてこない。

(山中委員)

幼児教育の現場では、詰め込み教育ということは一切考えたことがないし、今後も絶対にするべきではないと考える。「質の高い教育」に関して言えば、幼児期から8歳、もしくはゴールデンエイジまでの間でなければできないことや、幼児期でこそ脳の発達が飛躍的に伸びる分野がある。

(田部委員)

ニュージーランドでは、就学前教育に関する施策が明文化されており、各団体がそれに基づき、幼児をきちんと見ていくようになっている。就学前教育について、各園の考えに委ねるのではなく、津市としての方針を明確に示すことが大事である。そうしないと、15年先、20年先の社会が保障されない。

(柳瀬委員)

田部委員の意見に賛成である。ここに書いてあるのは正しいことではあるが、子どもが自ら育つ力を育むためにどのようなことに重点を置くかが全く見えてこない。今までどおりに各園の考えに委ねるのか、津市としての方針を掲げるのか。津市として何がしたいのかが見えてこない。

(大山委員)

行政が管理をすることは正しくないと思う。教育は多様性が必要である。市は、幼稚園や保育所がそれぞれの考えで教育するのをサポートするべきであり、コントロールするべきではないと考える。津市としての方針を文章化するのは難しく、このような書き方になるのは仕方がない。しかし、「質の高い」は、人によって様々な捉え方ができる言葉であ

り、ここに入れるのは抵抗がある。

(山中委員)

文部科学省と厚生労働省、内閣府が「質の高い教育・保育の提供」をお題目のように使い、全国的に広がっていった。

(田口会長)

よく使われる言葉ではあるが、確かに何を質とするかという問題はある。

(田部委員)

やはり行政が方向性をきちんと持つことは必要である。その下で、各保育所や幼稚園が主体性を持って取り組むことが大事だと思う。

(山川委員)

「質の高い」という言葉は難しく、様々な捉え方があると思う。現場では当たり前の言葉であっても、これを読んで利用する人が理解できなければ意味がない。「質の高い」とはどのようなことが誰にでもわかるように、注釈を付けたらどうか。

(脇委員)

同じ48ページの「職員の資質の向上」は、具体的でわかりやすい説明になっているが、「質の高い教育・保育の提供」については、質の高い教育・保育をするには具体的にどのようなことをしていくのかイメージしにくい。例えば、既存の幼稚園や保育所と、新規参入の事業者が情報交換をする場を作り、サポートするというようなことのほうがわかりやすいのではないか。山中委員は、どのような形であれば、質の高い教育・保育が提供できると考えるか。

(山中委員)

質の向上を図るには、各分野におけるプロフェッショナルが必要である。一例を挙げると、「ウォール・ストリート・ジャーナル」に、器楽演奏をすることによって子どもの知能が伸びるといった記事が掲載されていた。近年、貧富による能力格差が社会問題になっているが、小さい頃から器楽演奏等を行うことによって、その解消が図れる可能性があるということである。例えば器楽演奏であれば、より能力の高い指導者による指導が好ましい。この分野については、この教員や保育士は誰よりも得意であるというのがあれば、それを伸ばしてあげるという意味での資質の向上は必要である。全体バランスも必要だが、特化した能力を伸ばす職場環境も必要である。

(田口会長)

ここで、質の高さについて論議して一つの方向性を出すのはかなり難しいので、質が高いということは一般的にはどのようなことを注釈で書き添えておくか、あるいは、「質の高い」という言葉は使わず、「充実した」という表現にしておくか。

(川崎委員)

「質の高い教育・保育の提供」や「職員の資質の向上」は、保育関係者に向けた項目であり、一般の市民に提起する必要はないと思う。「質の高い」という言葉を取り除き、「一

人一人の子どもの育ちを支援する教育・保育の提供」という形でよいのではないか。ただ、現場が教育・保育していく上では大変重要なことである。決して詰め込み教育ではなく、一人一人の子どもの思いに寄り添い、保護者の気持ちに寄り添うという心情的な部分で教育・保育に携わる職員を育成していくことが大事である。

(田口会長)

「質の高い」という言葉は様々な解釈ができるので、削除してはどうかという提案であるが、取組事業名から「質の高い」という言葉を取ると文章が成り立たなくなるので、「充実した教育・保育の提供」としたらどうか。

(事務局 田村)

国の基本指針で示された言葉なので、施策のどこにも掲げないというのは、事務局としてはつらい状況である。何をもって質が高いとするか、その定義づけを明確にするのは確かに難しい。しかし、常に高みを目指すという姿勢は必要であると考えている。

(田部委員)

「質の高さ」について何人かに質問をしたら、全員が学校教育における学力の向上をイメージした。市としても、国の方向を書かないのは勇気の要ることだろうと思うので、注釈の中で、津市が考える質の高さを示していただければよいのではないか。

(田口会長)

それでは、注釈の中で津市における「質の高さ」の説明を加えていくことにする。皆が納得できる用語説明を事務局でご検討いただき、後に示しいただくということで進めていきたい。

(田中委員)

基本目標の中で「一人一人の子どもの願いを聴く質の高い教育・保育」とすれば、用語の説明は必要ないと思う。

(田口会長)

基本目標に入れたところで、「質の高い」という用語は説明し切れない。

(田部委員)

事務局にお任せするのでよいと思う。

(駒田副会長)

先ほど、基本目標の「子どもの願いを聴く」が施策のどこに反映されているのか全然見えてこないと申し上げたが、川崎委員がとてもよいことを言われた。48ページの「職員の資質の向上」のところで、「専門的な知識」ということだけでなく、川崎委員が言われたように、一人一人の子どもの願いや思いを聴ける資質の向上という文言を加えるべきである。

(田部委員)

「専門的な知識」という中に、一人一人の子どもの育てるときにどのように責任を持つかということは含まれないのか。

(山川委員)

「専門的な知識」という言葉の中には、子どもたちの受け止め方なども含まれていると思う。ただ、津市が、「一人一人の子どもの願いを聴く」ということを職員の資質として最も大切にするという姿勢を示す意味で、あえて入れておいてもよいと思う。

(駒田副会長)

例えば、子どもたちと市長との対話など、行政や大人が子どもの願いや思いを聴くという部分が全然見えてこないの、その間に入る保育者や幼児教育者に関する施策の中で、基本目標1を反映した文言が入ったほうがわかりやすいのではということである。

(柳瀬委員)

「職員の資質の向上」や「専門的な知識」は、保育現場の人間にはわかることかもしれないが、そうでない人からみれば、どのようなことをすれば資質の向上につながるのかわからない。その辺りをわかりやすく示していただきたい。

(田部委員)

確かに、専門的な知識は必要である。しかし、それだけでは子どもは育てられない。保育士や幼稚園教員自身の人間性や子どもに対する思いがなければ、子どもとの信頼関係は結べない。

(脇委員)

「職員の資質の向上」の部分は、今後、特定地域型保育事業等が増えていくに当たり、既存の保育所や幼稚園と同じような質を確保するという意味で書かれていると思う。「職員の確保」と「職員研修の実施」に関する施策であり、「資質の向上」にあまり引っ張られてもどうかと思う。

(田口会長)

保育者、幼児教育者、子育てに関わる者として、専門的な知識だけではというところは当然あるが、どうしても専門的な知識は必要だと捉えて、ここではこのような用語で理解するというのでよいか。

(山中委員)

幼児教育には、知育・徳育・体育のバランスが必要である。しかし、いろいろな事例の中で、保護者と教職員と子どもだけでは解決できず、カウンセリングが必要になる場合も多い。臨床心理士等から臨床事例を学び、カウンセリングに関する専門知識を身につけるなど、保育者や教育者が引き出しをたくさん持てるような資質の向上は必要である。

(田口会長)

「専門的な知識」という中には多様なものが含まれるという理解で、ここはこのままの表現でいくことにする。

(脇委員)

先ほどの「一人一人の子どもの願いを聴く」という文言を、「職員の資質の向上」ではなく、「質の高い教育・保育の提供」の中に盛り込むことはできないだろうか。

(田口会長)

「一人一人の子どもの育ちを支援する」という中に含まれていると捉えられないか。

(協委員)

その中に含まれているということであればよい。

(堀本委員)

49ページの「体験の場の充実」の中に「子どもが自らの力で作り出す」という文言があるが、具体的にどのようなイメージを考えているのか。

(事務局 戸上)

現在も実施している子ども料理体験教室という事業がある。10名ほどの小学生の希望者を募り、食育サポーターの見守りの中、子どものみで料理を作るという事業である。今後も同事業を継続していきたいと考えている。

(田中委員)

教育研究支援課とは、どのような部署か。

(事務局 川合)

教育研究支援課は、主に小・中学校の教育内容に関わる部分について所管する部署である。幼稚園は学校教育課で所管をしている。

(柳瀬委員)

「子ども人権フォーラム」は、どのようなものか。

(事務局 川合)

「子ども人権フォーラム」は中学校区単位で行っている事業で、校区内の小学校5・6年生と中学校の代表が集まり、仲間作りやいじめ問題等について話し合いを行うものである。

(田部委員)

49ページの「(3)次世代の親の育成」の「いのちの大切さを感じる取組み」の事業主体は教育研究支援課となっているが、教育委員会が担当部署ということは、基本的に「教える」という形になると思う。教えることも大事な一つの側面であるが、子ども自身が感じ取ることが大切である。学校教育だけでなく、例えば、子ども支援課などと連携して取り組むことはできないか。

(事務局 川合)

小学校の低学年の生活科等において、教師が教示する形ではなく、自分が生まれたときのお話を保護者から聞き取るなど、自分が大切にされていることを感じ取る機会を設ける形で授業が行われている。

(市川委員)

授業の一環として、低学年の児童が子育て支援の現場に来て、母親たちに子育ての苦労などについてインタビューしながら、自分が小さかった頃の様子を知るという体験をしている学校もある。

(協委員)

「いのちの大切さを感じる取組み」は、産婦人科医や助産師、乳幼児に関連する部署等との連携が必要だと思う

(柳瀬委員)

津市では、学校と医療現場との連携はあっても、まだ講義形式のところが多い。しかし、命の大切さは、講義だけでは実感として伝わりにくい。実際に、中学生や高校生が妊婦や乳幼児と触れ合う実体験が必要であり、そのためには様々な部署の連携が必要である。

(事務局 川合)

学校に助産師を招いて話を聞いたり、妊婦を招いて小学生がお腹を触ったりという取組みをしている学校もある。

(田口会長)

中学生や高校生が乳幼児と触れ合う機会が少ない中で、このような取組みがきっかけとなって、親への感謝の念や乳幼児を愛おしく思う思いなどが芽生えていくということもあり、まさに途切れのない子育て支援、あるいは循環型の子育て支援につながっていく大変重要な取組みである。

(田部委員)

川越高校では、すでにこのような取組みが始まっている。津市でも、できれば1年間、中学生や高校生が乳幼児の成長と一緒に見守ることで自分の成長と重ねていくなどの取組みを進めていただきたい。命の問題は大人が教えるものではなく、子どもたちが実感としてつかんでいくものである。

(柳瀬委員)

授業体験だとその場限りになってしまうので、学校の授業としてではなく、中学生などが子育て支援の場や高齢者施設などに気軽に遊びにいけるシステムが作れたらと思っている。

(内藤委員)

50ページの「(4) 子どもの居場所づくり」の「子ども会活動の支援」に関して、現在、子ども会の活動がかなり少なくなってきたおり、新たに立ち上がる場所はないに等しい状況の中で、どのような支援を行っていくのか。また、「放課後児童クラブの運営支援」のところに「児童の放課後の安全が確保された」とあるが、安全だけが確保されればよいのか。

(田口会長)

実際、放課後児童クラブの中で、「安全の確保」以外にどのような配慮がなされているのか。

(堀本委員)

「安心」ということだと思う。安全はもちろん担保されなければいけないが、それだけではなく、子どもにとって帰れる場所があるという安心が必要である。

(田部委員)

私は、放課後児童クラブは、異年齢の子どもの集団がある唯一のところだと思っている。北欧では、放課後児童クラブと学校教育との関連性がきちんと位置付けられている。放課後児童クラブと学校が連携を取りながら、子どもたちの成長を見守っていくことができるのである。津市は、どのように放課後児童クラブのことを考えていこうとしているのか方向性を伺いたい。

(事務局 中谷)

まず放課後児童クラブの「安全が確保された」という文言について、厚生労働省から市町で放課後児童クラブにおける設備と運営に関する条例を作るよう省令が出されたのに伴い、津市においても条例を作成した。その中で、専用区画の定義として「衛生及び安全が確保されたもの」という表現があり、それを受けて、「安全が確保された」という文言を使っている。また、子ども会については、ご指摘のとおり、だんだん減少していく状況にある。ただ、子ども会には、地域の中で、子ども同士が仲間づくりをすることで成長していくという部分があり、様々な行事を開催することで子どもたちの活動を支援しようと取り組んでいただいている方々がいる。こうしたところへの人的な支援や補助金等による財政的な支援を行っていきたいと考えている。

(田口会長)

放課後児童クラブについては、安全の確保に加え、子どもにとって安心できる場であるということや、異年齢のつながりを持てる場であるというような表現を入れていただく方向で検討をお願いしたい。

(事務局 中谷)

了解した。

(内藤委員)

最近、子どもの居場所として、スポーツ少年団などスポーツに関した場が増えてきている。そうしたところへの支援も検討できないか。

(柳瀬委員)

子ども会活動以外に、子どものための様々な行事をサポートしている団体やスポーツ団体、地域の子どものために伝統芸能を残す活動をしている団体などがある。そうしたところへの支援も必要である。

(市川委員)

昔から、地域には老人会、婦人会、子ども会という3つの大きなくくりがあった。今はスポーツ少年団など、子どもたちの活動も多様化しており、子ども会と言ってもぴんとこない。

(事務局 中谷)

最近の子ども会活動は多様化している。ソフトボール大会やドッジビー大会のほか、文化的な活動もあり、北海道での体験学習などもある。そうした子ども会の現状もわかって

いただきたい。

(協委員)

同じく「(4) 子どもの居場所づくり」の中の「遊び場の充実」について、地域にある公園は狭かったり、木が1本もなく、日陰がなかったりと、子どもたちが遊ぶ場としては不十分なところが多い。また、少し離れた大きな公園まで行くのに子どもたちは自転車で移動することが多いが、車の往来が多いところでは安全面が心配である。例えば、小学校の校庭を開放していただくなど、お金をかけるのではなく、今あるものの中で、地域と人が連携することで、子どもたちの遊び場の充実を図っていただくようお願いする。子どもの居場所づくりについて、課を超えた話し合いのようなものがあればよいと思う。

(田部委員)

私は、津市に冒険遊び場を作るのが夢である。子ども会については、自治会を作ってきた経緯と同じように、行政が関わりながら作ってきた経緯があるので、整理は難しいだろうと思う。

<第4章 基本目標2について>

(田部委員)

私は、障がいのある子どもについてはほとんどわからないので、意見を出すことができない。関連の方がいたら、ぜひご意見をお聞きしたい。また、「養育困難時の支援制度の取組み」に関しては、緊急サポート事業や里親制度を重ねたりしながら、事業を上げていくことはできないだろうか。

(田中委員)

幼稚園や保育所では、子どもの人数に対して配置する職員数が基準で決められている。そうした中で、障がいのある子どもたち一人一人に対して、園がどれだけ環境などの準備ができるかというところである。障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた保育環境を確保するためには、行政からの補助を待っているだけでは間に合わず、必要な職員数を配置するために園の持ち出しの部分がある。本当に一人一人というところにこだわるのであれば、専門家が各園の実態をきちんと見て、それぞれの園に本当に必要な支援をしていただくようお願いしたい。

(柳瀬委員)

障がいのある子どもや養護が必要な子どもについては、これまでそれぞれの担当部署で支援が行われていたと思うが、これからは、一人の子ども、一組の親子に対して、関係者がネットワークを作り、即対応できるシステムが必要である。

(内藤委員)

放課後児童クラブの障がい児支援については、行政から補助金による財政支援をいただいている。しかし、身体障がいの場合はある程度マニュアルどおりのことができるが、発達障がいの子どものに関しては、一人一人に応じたケアが必要になる。いくら指導員が研修

を受けても、やはり専門的な対応はできないので、専門的な指導ができる指導員を公的に配置していただくようお願いしたい。発達障がいの子どもは、低学年のときの関わり方が大事である。その時期に適切な指導ができる介助員が必要である。発達障がいに関しては保護者の理解も必要である。保護者のケアもしながら、子どものためにできることがあればと思っている。

(田口会長)

52ページにある「児童発達支援センター事業」について、今後どのような支援が望めるかを含めて、説明をお願いします。

(事務局 戸上)

9月の定例会において、来年4月に供用開始予定ということで、津市児童発達支援センターの設置条例が可決された。同センターは、心身や言語に発達の遅れがある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、訓練と、その他児童の発達に必要な支援を受ける施設であり、児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談の3事業を展開することとなっている。まず、一人一人に合ったサービス利用計画を作成し、その計画に基づいたサービスや支援を提供することが、同センターの主な機能である。

(田口会長)

連携については、53ページにある「はっぴいのと」が一つのツールになってくと思う。

(事務局 田村)

障がいの関係団体などで組織する自立支援協議会の中のワーキンググループにおいて、「はっぴいのと」というものを練り上げていただいた。通常はA5版サイズであるが、津市の「はっぴいのと」は、あえてA4版の大きなサイズで作成し、子どもの発育・発達の過程の様々な情報をすべてその1冊の中へ書き込むことができるようになっている。

<第4章 基本目標3、基本目標4について>

(駒田副会長)

61ページの「(5) 子ども・子育てに対する相談・支援体制の充実」にある「『ホッと』できる場」は、具体的にどこに設置するのか。

(事務局 戸上)

具体的には、「(仮称)子育てママの「ホッと」ひろば」という事業である。短期大学に事業委託をし、子育て中の母親10名程度が短期大学の臨床心理士を囲みながら、リラックスした雰囲気の中で子育ての悩みを話し合える場を提供するという内容である。保育を学んでいる同短期大学の学生に子どもの託児を担当してもらうことで、学生の実践も兼ねることができる。

(駒田副会長)

おそらく高田短期大学のことだと思うが、その1か所だけでは意味がない。財政的な問

題や臨床心理士の確保の問題があるのはわかるが、三重短期大学にも臨床心理士がいたと思うので、高田短期大学だけではなく三重短期大学にも協力してもらい、市内に複数箇所設置していただきたい。今後の課題として検討をお願いします。

(田部委員)

57ページの「(1) 妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援」について、赤ちゃん訪問でリスクのある家庭を把握した場合、それが、例えば、乳幼児期の育児支援にきちんとつながっているのか。ハイリスクの家庭は専門家のフォローが必要であるが、ハイリスクではないが見守りが必要な場合、健康づくり課やこども支援課といった関連部署がどのように連携しながら、一人の子どもを見ていくのか、その辺りがこの素案からは見えてこない。

(事務局 田村)

赤ちゃん訪問や、保育所、幼稚園での集団生活の中で発達障がい疑われる子どもについては、こども支援課の発達担当に情報が寄せられ、そこから専門的な支援につなげる体制をとっている。また、平成27年4月には、現在、津市の任意の施設で行っている療育センターを、児童福祉法に基づく提供機関である児童発達支援センターとして発展させ、新たに開設する予定である。

(柳瀬委員)

『ホッと』できる場は高田短大に行ける人にはよい施策だが、そこまで行けない人、あるいは行きたくないという人もいる。最近、つながり広場という中で支援者どうしのつながりが随分できてきたが、虐待などにつながる恐れのあるグレーゾーンの家庭を支えるのは、縦割りではできない。保育所や幼稚園、産科医や保健センターなどが把握している子どもや子育て家庭の情報をどのように次につなげていくか、地域の中で情報を共有しながら誰がサポートしていくかという部分が、この素案の中には謳われていないと思う。グレーゾーンの子どもやその家庭が、「子育てが楽しい」、「子どもと出会えてよかった」、「子育てしてよかった」、子どもたちも「生きていてよかった」と思えるよう、連携してサポートしていくことが大事である。

(川崎委員)

保育所で発達障がい疑われる子どもに気付いた場合、まず子育て推進課の保健師に相談をかける。そうすると、子育て推進課とこども支援課とが連絡調整を行い、保育所に対象児童の様子を見に来ていただく。その中で発達検査をしたほうがよいと判断されたら、保護者と相談の上、発達検査をしたり、保健センターにつないだりという形で支援をしている。そうしたところへつなぐことで、加配の対象として考えていただくといったことを行っている。

(堀本委員)

59ページの「地域支援ネットワークの構築」というところに集約されているように思う。はっきり障がいがあるとわかる子どもや支援の必要があると思われる保護者に対して

は、支援体制がきちんと整備されていると思うが、グレーゾーンや、発達障がいでもボーダーラインと言われている子どもについては、それを地域の中でどのように見つけて、声をかけ、皆でネットワークとして支えることができるか。ただし、保護者自身が子どもと向き合えていないと、周りがどれだけ声をかけても難しいところがあるので、まずは保護者自身の意識の改革がとても大事だと思う。人権教育課として考えている地域支援ネットワークは、どのようなイメージか。

(事務局 川合)

地域の中で、自治会、学校、PTA、商工会など様々な組織が手をつなぐことによって、その地域の課題を解決し、すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくりをしていく、そういう事業が「地域支援ネットワークの構築」ということで考えている。

(田口会長)

われわれが持つネットワークのイメージと、各担当部署で取り組んでいるネットワークの考え方が少しつながっていないように思うが、現状としては、それぞれ努力いただいております。今後さらにきめ細かく、あるいは確かにつながっていくことを求めるといった意見で括っておきたいと思う。

(山中委員)

今回の素案には、祖父母の参加意欲を高めるような施策がない。自閉症スペクトラムの場合でも、グレーゾーンの場合でも、舅や姑の理解が得られないことを悩んでいる母親は少なくない。例えば、祖父母が子育てサポーターなどの認定を受けるような制度を設けることで、孫育て、子育て支援の理解の輪が広がれば、そういうところの協力体制というものも自ずと広がってくるのではないかと。そういう意味合いにおいて、祖父母の関わりについてもぜひ入れていただきたい。

(堀内委員)

子どもの安全確保について、保護者の立場で申し上げる。朝、保護者が旗を持って横断歩道に立ち、登校中の子どもを見守ることはあるが、下校時の見守りはあまり見られない。特に、放課後児童クラブを利用している子どもが帰る17時台にはまったく見られない。登下校中の子どもを見守る支援についても計画に盛り込んでもらいたい。また、救急医療についての記述も見当たらないように思う。子どもは病院が開いていない時間帯によく病気になる。小児科専門医による夜間小児救急診療の体制は整えられているが、津市は広く、すべての人が三重病院に行けるわけではないので、応急診療ができる病院を増やしてもらおうなどの取り組みがあればありがたい。

(田口会長)

子育てに対する祖父母の関わり的重要性は大変大きく、ぜひ計画の中に盛り込んでいただきたい。また、子どもの安全に関わることも今の時代背景から考えると、津市においても十分配慮していかなければならないことであり、計画への反映をお願いしたい。

(田部委員)

58ページの「(3) 働きながら子育てしやすい環境の整備」の中に、ワーク・ライフ・バランスのことがまったく書かれていない。女性が働きながら子育てしやすいかどうかは、企業の姿勢によるところが大きい。

(駒田副会長)

60ページに「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進」とある。

(田部委員)

了解した。

3 その他

(田口会長)

「第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容」の「4. (仮) 幼児期の教育・保育に係る提供体制の整備方針」については、まったく論議ができなかった。また、全体を通して問題点がいくつか残っており、この素案のままパブリックコメントを実施するのは論議不足、あるいは確認不足の感がある。パブリックコメントに至るまでにどのような手立てを講じたらよいか、事務局のほうで案があれば、お示しいただきたい。

(事務局 谷口)

もう一度会議を開催するか、それとも、各自の意見をメール等で確認し、それを調整させていただく形をとるか、そのいずれかをお願いしたい。

(山中委員)

津市子ども・子育て支援事業計画は、津市子ども・子育て会議で決めるのが本来の主旨である。会議を開催し、皆の意見を集約する機会を作っていただきたい。

(事務局 田村)

市議会への説明が11月6日にある。それに間に合わせるためには、数日中に案としてまとめ上げる必要がある。パブリックコメントについては、広報で期間を周知する関係で、12月5日から30日間というスケジュールになるのだが、通常、11月6日に議会で説明した内容とパブリックコメントに出す内容を変えるのは難しい。ただ、それは案の段階であり、パブリックコメントで頂戴した意見や子ども・子育て会議での意見を踏まえながら、最終的に成案としてまとめていくことになる。パブリックコメントを実施している間は、内容的には一旦止まった状態になるということを、補足でご理解いただきたい。

(田口会長)

近々、事務局から出される第5章の4の案については、新たな方針であり、どうしても論議しなくてはならないことだと思われる。会議の開催日程については、どのようになるのか。

(事務局 谷口)

11月中の開催で日程調整させていただく。

(田口会長)

これをもって、本日の会議は終了とする。